

# 小規模事業者持続化補助金のお知らせ

**新型コロナウイルス感染症の影響下にある小規模事業者等が商工会と一体となって経営計画を作成し、販路開拓に取り組む費用を支援します。**

## 基本情報

本補助金は、販路開拓用に「**一般型**」と「**コロナ特別対応型**」の2種類があります。また、業種ごとのガイドラインに基づいた新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の取組みを行うための費用を補助する「**事業再開枠**」があります。

さらに、クラスター対策が特に必要と考えられる施設で事業を行う**特定事業者**には50万円の上乗せがあります。

### ※小規模事業者等とは？

会社及び会社に準ずる営利法人、個人事業主、一定の要件を満たした特定非営利活動法人のいずれかで、常時使用する従業員数が下表に該当する商工業者です。



商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数20人以下

## 一般型

### 想定される活用例

- ・新商品を陳列するための棚の購入
- ・新たな販促用チラシの作成、送付
- ・ネット販売システムの構築
- ・新商品の開発
- ・新商品開発に伴う成分分析の依頼
- ・店舗改装
- ・販路開拓と併せて行う業務効率化

補助上限 **50万円**

※補助対象経費に対して3分の2を補助。  
※創業特例（上限100万円への引上げ）

### 申請受付期限

第3回締切分：令和2年10月2日

第4回締切分：令和3年2月5日

※第1、2回は終了

## コロナ特別対応型

### 申請要件

※経費の6分の1以上が、以下のいずれかに合致する投資。

類型A：サプライチェーンの毀損への対応

（例：部品調達困難による部品内製化等）

類型B：非対面型ビジネスモデルへの転換

（例：デリバリーを開始するための設備投資等）

類型C：テレワーク環境の整備

（例：クラウドサービスの導入等）

### 想定される活用例

- ・製品の安定供給を継続するための投資
- ・テイクアウトを行うために必要なホームページの改修費

補助上限 **100万円**

※補助対象経費に対して類型Aは、3分の2を補助。  
類型BまたはCは、4分の3を補助。

※令和2年2月18日以降に実施した取組みまで遡って補助。

### 申請受付期限

第3回締切分：令和2年8月7日

第4回締切分：令和2年10月2日

※第1、2回は終了

**事業再開枠等の情報は裏面へ！**

# 事業再開枠

業種ごとのガイドライン等に基づく以下の感染防止対策費が補助対象です。

- ・ 消毒、マスク、清掃
- ・ 飛沫防止対策（アクリル板・透明ビニールシート等）
- ・ 換気設備
- ・ その他衛生管理（クリーニング、使い捨てアメニティ用品、体温計・サーモカメラ・キーレスシステム等）
- ・ 掲示・アナウンス（従業員又は顧客に感染防止を呼びかけるもの）

補助上限 **50万円**

※補助対象経費に対して定額を補助。  
※令和2年5月14日以降に実施した取組みまで遡って補助。

## 申請方法

※一般型もしくはコロナ特別対応型と併せて申請。

## 補助上限額(利用可能合計額)について

下の表から、ご自身が特定事業者であるか、創業特例に該当するか、事業再開枠を希望するか等によって利用可能な補助金合計額を計算することができます。

### ※特定事業者とは？

屋内運動施設、バー、カラオケ、ライブハウス、接待を伴う飲食店のいずれかに該当する施設で事業を実施する事業者であり、追加対策枠を申請できます。

		特定事業者でない (創業特例なし)	特定事業者でない (創業特例あり)	特定事業者である (創業特例なし)	特定事業者である (創業特例あり)
一般型	補助率	2/3			
	補助上限額	50万円	100万円	50万円	100万円
事業再開枠	補助率	10/10			
	補助上限額	50万円	50万円	50万円	50万円
追加対策枠	補助率	10/10			
	補助上限額	—	—	50万円	50万円
利用可能合計額	最大	100万円	150万円	150万円	200万円

  

		特定事業者でない	—	特定事業者である	—
コロナ特別対応型	補助率(類型A)	2/3	—	2/3	—
	補助率(類型B、C)	3/4	—	3/4	—
	補助上限額	100万円	—	100万円	—
事業再開枠	補助率	10/10	—	10/10	—
	補助上限額	50万円	—	50万円	—
追加対策枠	補助率	—	—	10/10	—
	補助上限額	—	—	50万円	—
利用可能合計額	最大	150万円	—	200万円	—

例. 昨年末以前から事業を継続しており、創業特例に該当しない事業者が、事業再開枠を含めた本補助金の申請を考える場合、補助上限額(利用可能合計額)は100万円または150万円となります。

(注) 令和2年6月15日時点の公募要領等を参考に本チラシを作成しておりますので、実際の補助制度と内容が異なる場合があります。詳しくは、今後公表される公募要領をご確認下さい。

まずは最寄りの商工会へご相談ください！

金ヶ崎町商工会

TEL. 0197-42-2710

FAX. 0197-42-2713